

調達管理番号・案件名

25a00283_アフリカ地域東アフリカ広域スタートアップエコシステム強化プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2025年7月14日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	1	1(3)適用される契約約款	全費目不課税とのことですが、国内業務や国内で発生する経費については精算時に課税扱いで精算を行うのでしょうか。全費目不課税に対する精算時の税の取り扱いについてご教示ください。	全て非課税扱いとして精算をお願いいたします。
2	3	3(3)共同企業体の結成の可否	日本法人と外国法人から各1名を出して業務管理グループを構成する際に、共同企業体結成が不要となるケース、またその適切な提案方法を確認させてください。対象は、相互に親会社・子会社という資本関係はない一方で、同じ会社グループに所属する日本法人および外国法人です。このとき、日本法人からの従事者を業務管理者とし、外国法人からの従事者を副業務管理者とする場合には、共同企業体の結成は不要(適格であり、失格に相当しない)と理解してよろしいでしょうか。	同じ会社グループに所属する日本法人および外国法人で、日本法人からの従事者を業務管理者とし、外国法人からの従事者を副業務管理者とする場合でも、法人としては異なりますので、共同企業体の結成は必要です。また、共同企業体の代表は「日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること」が要件となっていますので、外国法人は不可となります。詳細は「コンサルタン等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」をご確認ください。
3	10	第2章特記仕様書案【2】第3条2.(1)	政策文書に関して、「(ナショナル)マスタープラン」、「アクションプラン」については、名称は同一であっても国によって文書の位置づけや内容が異なることがあります。対象3カ国について各国政府との間で現時点でどのように合意されているかご教示ください。	各国C/Pとの議論を経て、策定する政策文書を決定したため、各国で僅かに政策文書名が異なります。また、ご指摘のとおり、同じ名称であっても、文書の位置づけは各国で異なります。 【エチオピア】既に複数の政策文書があり、政府によるスタートアップ(SU)支援・エコシステム強化(以下、「SU支援」という。)も数多く行われていることから、それらをレビューし、全体を統括するナショナルマスタープラン案とアクションプラン案を作成することで合意。 【ケニア】既にイノベーションマスタープランとC/Pである国家イノベーション庁の戦略計画が存在する一方で、それらの実施計画や、SU支援施策を示した文書がないことから、アクションプラン案を作成することで合意。 【タンザニア】政府のSU支援は黎明期にあり、現状ではSU支援に係る政策文書が存在しないことから、今後政府におけるSU支援のロードマップを示すマスタープラン(アクションプランを含む)を作成することで合意。
4	12	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 (6)パイロット事業の実施	各国で様々なパイロット事業が想定されていますが、それぞれのパイロット事業で実施回数の想定はありますでしょうか。	現時点で実施回数の想定はありません。政策文書(案)を策定後に、パイロット事業の実施計画(Implementation Plan)を策定する際に、効果と予算に鑑みて、実施内容と実施回数を決定予定です。

5	12	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項脚注 他	”広域プロジェクト”とは、対象は エチオピア・ケニア、タンザニアの国すべてが関与するものか、あるいはこの3か国のうちの2か国を対象とするのか。	本プロジェクトは、「広域プロジェクト」として、エチオピア、ケニア、タンザニアの3カ国を対象としています。その「広域プロジェクト」の中で実施される「広域のパイロット事業」は、基本的には3カ国で実施することを想定していますが、内容や各国C/Pとの議論により、2か国での実施が効果的と思われる際には、2か国での実施もあり得と考えます。
6	13	(6)パイロット事業の実施	表にある「広域」でのパイロット事業は、エチオピア、ケニア、タンザニア以外の国も含む広域を対象とすることも想定されているでしょうか。それとも、この3ヶ国で横断的に実施するものでしょうか。	表に記載のパイロット事業は、エチオピア、ケニア、タンザニアの3カ国での実施を想定しており、原則的に他国を含むことは想定していません。但し、国際イベントへの出展などで、「Project NINJA」として広報をすべく、他国のNINJAプロジェクトと共同で出展を行うなどの可能性はありますが、現状で考慮いただく必要はありません。
7	13	(6)パイロット事業の実施	「コーポレートアクセラレーションプログラム」は、スタートアップのみではなく中小企業や大企業も対象としたプログラム、という意味でしょうか。	「コーポレートアクセラレーションプログラム」は、主にコーポレート(大企業)がSUと協力して、イノベーションを促進し、ビジネスの成長を加速させるプログラムを想定しています。コーポレート(大企業)は、現地企業もしくは現地に進出している日本企業を想定しています。
8	14	第2章特記仕様書案【2】第3条2.(9)	第三国出張について、エチオピア、ケニア、タンザニアの3か国と一緒に同じ第三国に出張した場合においても、実施回数に「3回」(3か国×1回)としてカウントされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	14	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書案 第3条 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (9)本邦研修及び第三国出張	第三国出張で業務従事者が同行して渡航した場合には、渡航回数と業務量の入月の中に含めて計上するという認識で合っていますでしょうか。また、業務従事者分の渡航費は定額計上(第三国出張に係る経費)には含まれない理解で合っていますでしょうか。	業務従事者が帯同する場合には、必要となる移動交通費のみ定額計上(第三国出張に係る経費)に含めて頂くようお願いいたします。
10	14	第2章特記仕様書案【2】第3条2.(9)	第三国出張について、第三国の国数の制限はないという理解でよろしいでしょうか。	第2章特記仕様書案【2】第3条2.(9)に記載の表の回数及び日数、また定額計上に記した予算内で効率的かつ効果的に実施できるのであれば、国数に制限はありません。
11	14	(9)奔放研修及び第三国出張	第三国出張の定額計上は、本件業務従事者が帯同する分の人件費・旅費等を除いた、C/P、SU、SUエコシステム関係者等のみの費用と理解してよいでしょうか。	業務従事者が帯同する場合には、必要となる移動交通費のみ定額計上(第三国出張に係る経費)に含めて頂くようお願いいたします。
12	15	第2章特記仕様書案【2】第3条2.(10)	「プロジェクト期間内は年次で情報のアップデートのフォローアップ調査を実施する。収集した情報は、受注者の指定のフォーマットに取り纏めて提出する。」は、発注者(貴機構)指定のフォーマットとの理解でよろしいでしょうか。	失礼いたしました。「発注者(JICA)」の指定のフォーマットでご提出をお願いします。

13	16	(16)広報の強化	広報活動においては国内でのイベント出展や日本語ホームページでの展開も想定されますか。その場合、NINJAパンフレット以外の部分についても国内再委託が発生する可能性があります。この部分の国内再委託はお認めいただけるでしょうか。	ご指摘のような広報活動のための国内再委託の可能性はあると考えます。必要と考えるようでしたら、プロポーザルでご提案いただき、契約交渉にて国内再委託の可否を検討いたします。
14	19	第2章特記仕様書案【2】第4条2.【ケニア】(1)	活動2-5に本邦もしくは第三国研修(インドなど)との記載がありますが、これは(2)本邦研修・招へいに記載されている活動とは別のものでしょうか。(2)では三力国共通で実施されることが記載されている一方、プロジェクトの活動に関する業務ではケニアのみ含まれているため、両者の関係性についてご教示ください。	ケニアにおける活動2-5と、【2】特記仕様書案 第3条2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (9)本邦研修及び第三国出張は同じ活動です。3カ国ともR/D(ケニアにおいては詳細計画策定調査M/M)において、日本側の投入として「本邦及び第三国への出張費用」を記載しておりますが、ケニアにおいては日本や他国から学びたいという要望が強かったことから、「活動」の中に敢えて明記しました。
15	20	第2章特記仕様書案【2】第4条	第三国出張について記載がありませんが、第3条2.(9)に記載されているものが業務内容との理解でよろしいでしょうか。また各国のプロジェクトの活動に関する業務との関係性についてもご教示ください。	ご理解のとおりです。各国プロジェクトの活動に関する業務との関係性についてですが、第3条2.(9)の表の「目的・研修内容」に記載のとおり、プロジェクトの目的・成果達成を支援する内容を想定しており、現時点で特定の活動に関連したものではないことから定額計上としております。例えば、政策文書策定(活動1)のために他国のSU支援事例を学ぶための第三国出張が一案として挙げられます。また、パイロット事業の一環として、国際展示会(例:GITEK)に出展することも想定されます。
16	32	別紙 案件概要表 事業概要 (6)計画の対象	エチオピアの対象地域について、「危険情報レベル2以上の地域は含まない」とされていますが、エチオピアの場合、今後危険情報レベルが変更となる可能性も高いかと思えます。危険情報レベルが変更となる可能性を考慮して、現時点でレベル2以上の地域を想定対象地域とすることは可でしょうか。(実際の決定は、そのタイミングの危険情報レベルに基づくものとする)	プロジェクト実施期間内に、危険情報レベルは悪化する場合と改善する場合の両方の可能性を認識しておりますが、計画においては、活動の安全性を最優先に考慮し、危険情報レベル2以上の地域は対象外としてご検討ください。実際の活動は、最新の危険情報レベルに基づいて決定を行います。
17	48	企画競争説明書 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (3)定額計上について	パイロットプロジェクトの費用の費用項目が一般業務費とされていますが、現地パートナー機関への再委託とすることは可能でしょうか。	契約締結後に、パイロットプロジェクトの内容が確定し、再委託が適当と考えられる場合は、必要性等をご説明いただき、当機構としても妥当と判断されれば、業務内容・予算額確定の打合簿にて、その点も含めて承認することも可能です。
18	48	(3)定額計上について	各地域でのパイロットプロジェクトは、示された金額内で1件ずつの実施を想定されていますか。予算内で複数件を実施する可能性もあるでしょうか。	示された金額内で複数件を実施することを想定しています。なお、将来的にC/Pが実施していく施策を、パイロット事業として試行的に実施することを想定しており、C/Pの予算措置の可能性も考慮したパイロット事業の計画が求められます。

19	48	(3)定額計上について	事業を推進する中で、定額計上の金額を超えた規模のパイロットプロジェクト、または総額で定額計上の金額を超える複数件のパイロットプロジェクトをする議論がC/Pとなされた場合、契約変更等によりパイロットプロジェクトの予算を変更する可能性はありますか。	JICA含め関係者間で協議の上、真に必要性が認められると判断される場合は、定額計上額増額に係る契約変更の可能性はございます。
20	50	企画競争説明書 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (8)その他留意事項	また、その場合滞在日数が30日又は60日を超える場合の逓減は適用しません。と記載がございますが、これはケニア国内の宿泊において逓減は適用しないという理解でよろしいでしょうか。	経理処理ガイドラインP.68の通り、「ナイロビ空港発着理由により、23 時～5 時に空港周辺ホテルに宿泊する場合」のみ、特号～6 号:22,800 円／泊の特別宿泊料単価が適用されます。上記に該当する滞在日数が30日等を超える場合のみ、逓減率は適用外とします。
21	★お知らせ★ 企画競争説明書中で「未了」となっていたケニアとのR/D署名・交換ですが、7月11日に完了いたしました。内容については、配布済みの詳細計画策定調査M/Mから大きな変更はないため、本R/Dは契約交渉のタイミングで別途配布させていただきます。			

以上